平成２７年（フ）第１０号
広島県安芸郡府中町山田２丁目11番10―106号
債務者　新山千恵子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５号
広島市西区古江東町18番51―202号　Ｂ棟
債務者　森　　寛之
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７２号
広島市安芸区矢野東３丁目５番38号
債務者　武内　貴之
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９２号
広島市佐伯区石内南２丁目16番15号
債務者　若宮　洋二
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４号
福岡県三潴郡大木町大字笹渕675番地、前住所福岡県筑後市大字久富1070番地
債務者　池田　和子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
山梨県甲斐市上芦沢1082番地５、前住所山梨県甲斐市篠原1534番地３
債務者　鈴木　和雄
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
山梨県山梨市三富川浦334番地１
債務者　長田　明美
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
山梨県甲府市城東２丁目６番６号、前住所山梨県甲府市城東２丁目19番17号
債務者　斉藤　洋美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
山梨県甲斐市西八幡1721番地６
債務者　内山　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
長野県松本市大字笹賀5929番地３　プレジール杉山Ｂ103
債務者　佐藤　信一
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５２号
岐阜県多治見市太平町３丁目36番地の４
債務者　西村ゆき衣
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７７号
岐阜市古市場３番地24
債務者　徳永智嘉子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７号
北海道苫小牧市ときわ町６丁目11番１号
債務者　鵜飼ひろみ（旧姓柳剛）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１８号
北海道苫小牧市春日町１丁目５番６号　アルファーＵ201号
債務者　阿部　哲良
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２４号
宮城県栗原市若柳字川南新田東380番地
債務者　佐藤　正吾
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
新潟市中央区上所１丁目１番24号
債務者　石嶋　智子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
石川県かほく市高松ツ99番地、従前の住所石川県かほく市高松ヤ66番地５
債務者　沖野ひとみ
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
金沢地方裁判所